

総務常任委員会

令和8年3月16日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小城 世督	○横田 敏文	伴 吉晴
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長補佐	山本 潤	政策財政課長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	岡山真由美	税 務 課 長	真弓 啓
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課長補佐	今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 嶋田委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、宮崎委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、付託議案（1）議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は割愛させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長並びに教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

1. 改正内容でございますが、（1）期末手当の支給月数の改定といたしまして、令和7年4月1日に遡り、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるもので、令和7年度においては、12月期を1.725月から1.775月とし、また、令和8年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.75月に均等配分することとし、年間支給月数を3.45月から3.50月とするものでございます。

次に、2. 施行期日等についてでございますが、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条及び第4条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

以上、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、町長、副町長、教育長それぞれ改定額がどれぐらいなのか教えてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 本条例による影響額といたしまして、年間の給与額ベースで申し上げますと、町長5万7千円、副町長4万8千円、教育長4万2千円の合計14万7千円の増でございます。

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、付託議案(2) 議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は割愛させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正さ

れたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてでございますが、(1) 給料月額改定といたしまして、令和7年4月1日に遡り、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均3.3%引き上げるものでございます。

次に(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、期末・勤勉手当について、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分ずつ、合計0.05月分引き上げるもので、令和7年度においては、12月期は期末手当を1.25月から1.275月に、勤勉手当を1.05月から1.075月に、また、令和8年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を均等配分することとし、6月期及び12月期の支給月数を、期末手当はそれぞれ1.2625月、勤勉手当はそれぞれ1.0625月とし、年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げるものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分ずつ、合計0.05月分引き上げるもので、令和7年度においては、12月期は期末手当を0.70月から0.725月に、勤勉手当を0.50月から0.525月に、また、令和8年度以降におきましては、6月期と12月期で支給月数を均等配分することとし、6月期及び12月期の支給月数を、期末手当はそれぞれ0.7125月、勤勉手当はそれぞれ0.5125月とし、年間支給月数を2.40月から2.45月に引き上げるものでございます。

次に(3) 通勤手当の引上げといたしまして、使用距離が10km以上の距離区分について、200円から7,100円の幅で令和7年4月1日に遡及し支給額を引き上げ、また、令和8年4月1日からは、支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲で、自動車の使用距離の区分に応じ、町長が規則で定める額を支給するものでございます。

次に、(4) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、一般職の職員の通勤手当の支給基準を準用する規定の適用期日に関する規定を追加するもので、その適用期日を通勤手当の支給額が改正された日の属する翌年度の4月1日からとするものでございます。

次に、2. 施行期日等についてであります。第1条の給料月額及び期末・勤勉

手当の支給月数の改定に係る規定及び第3条の会計年任用職員の通勤手当の支給基準を準用する規定の適用期日の追加に係る規定につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡り適用することとし、第2条の期末・勤勉手当の支給月数の均等配分に係る規定は、令和8年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 全体の影響額教えてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 給与月額の上上げと期末勤勉手当の上上げで現在の人員規模で申しあげますと、約4,550万円の増となります。また会計年度任用職員につきましては約510万円の増となり、影響額総額で5,060万円の増となります。

木澤委員 今回4月に遡って遡及するという話なんですけど、会計年度任用職員さんはどうなるのでしょうか。

総務課長 会計年度任用職員の遡及につきましては、昨年の条例改正において改正をしたのと変わってございませんで、1月1日施行となります。

木澤委員 1月から改定されたというのはいいことなんですけど、4月に遡ってやらないというのはどういう理由なのでしょうか。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、任用時において年単位での任用条件をお示し、任用しているというようなご説明を以前から変わっていないものでございます。

こうしたことから、年度途中での変更はあまりなじまないというような考え方でこれまで進めてきたところでございますけれども、勧告の趣旨も踏まえた上で国の法律が成立した以降で、速やかに実施する時期として1月1日というような制定をしたところでございます。

更には家族の扶養であったり健康保険の加入の要件、税負担の影響があるというような年間の収入額の制限にも配慮する必要があるというふうに考えたものであること、また遡及適用の時期につきまして、検討はここ数年で行われているわけなんですけれども、それ以降におきましては減額の改定の事例というのは今のところございません。こうした場合、従前からの例によりますと、調整額によって賞与からその分を調整されるというようなケースが考えられております。こうした場合に、賞与を全ての会計年度任用職員が受けているわけではありませんので、これにつきましても公平性を欠くというような考え方もございますので、当町の考え方といたしましては1月1日の改定というようなところで想定しているものでございます。

木澤委員

遡及については、基本的には不利益は遡及しないというのが原則やって、以前から私はそういうふうに申しあげてきてますので、町の方がそれを対応してくればそこは問題ないのかなというふうに思うんです。

あとですね、一定扶養範囲であるとか調整関係については影響が確かにあるものかというふうには思うんです。今回お聞きしますと安堵町さんが会計年度任用職員も4月に遡って適用するという話を聞いておりまして、ちょっと事実かどうか確認も含めて、実際にやってみるとしたらその調整とかどうしてはるのかというのはちょっと研究してほしいなというふうに思うんです。

今回については別に反対はしませんけど、やはり会計年度任用職員についてもきちっと遡って遡及していけるような形をとっていただきたいというふうに意見だけ申しあげておきます。

委員長

伴委員。

伴委員

通勤手当の値上げなんですけど、上の方の段では10キロ以上の距離区分についてのそういうふうな遡及、引き上げというのがあり、下の方もこういう形で範囲を決めて値上げという形にここに書いてありますが、これいつも人事院勧告でこういう

通勤手当は連動してきているものだったかなど、ちょっと説明聞いて、なんか給与オンリーのイメージがあったんですけど、これもし連動していないものであればいつ頃、最近こんなあったんですか。通勤手当というのはどんな感じでしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 通勤手当の見直しにつきましても、申し訳ございませんが会計の年次は記憶しているところではございませんが、数年前に通勤手当の基準額は変わっておりまして、同じように勧告に準じた条例改正を行ったところでございます。

伴委員 ということは、久しぶりに、何年か前に通勤手当がこういう形で、人事院勧告と申しますか、それに含めこういう形になったと。そして今回検討されているということで。正直、あーっと思いつつながら、よく僕もルール上、遡及したり10キロ以上の距離区分に対してこういう形で。今回の、非常に油が上がっている、そんなんと関係なくこれはなっている、タイミングとしてなっているものなんです、実際のところこれどうなんかなど。反対はしませんが、確認のために質問させていただきました。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第７号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山本安全安心課長補佐。

安全安心 それでは、議案第７号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
課長補佐 例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

安全安心 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせてい
課長補佐 ただきます。

条例改正文及び新旧対照表の朗読は、割愛をさせていただきます。よろしくお願
い申し上げます。

それでは、議案書末尾の条例要旨をお願いいたします。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正す
る政令が、令和８年４月１日から施行されることに伴い、消防作業等従事者の補償
基礎額等について改正するものです。

はじめに、本条例の改正内容です。

（１）の補償基礎額表、別表の改正規定では、補償基礎額について、階級、勤務
年数に応じて改定いたします。

補償基礎額の最低額を、９，７００円から１０，０００円に、補償基礎額の最高
額を、１４，５００円から１５，０００円に引き上げます。

また、（２）の扶養親族に係る補償基礎額の加算額では、公務員の給与制度改革
等に合わせ、「配偶者」への加算を廃止し、「子」への加算を、３８３円から４３
３円に引き上げいたします。

次に、２の施行期日等です。施行期日は、令和８年４月１日から施行いたします。

また、適用区分といたしまして、改正後の規定は、令和８年４月１日以後の損害
補償及び過去の事故の４月１日以降の傷病補償年金等に適用し、これら以外は、な

お従前の例といたします。以上、説明となります。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政 それでは、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)につ
課長 ましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

課長 まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、国の第1号補正予算による、国税収入の増額や給与改定費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることから、1億9,346万3千円の増額をお願いす

るものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金の第1目 民生費国庫負担金では、第1節児童福祉費負担金で、私立保育所の入所委託における利用人数の増加や公定価格の改定に伴い、2,459万円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害者補装具交付・修理費における申請単価の増に伴い現計予算見込みを上回ることから、140万円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険における保険基盤安定負担金の確定に伴い、4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、定額減税補足給付金給付の事業完了における不用額として、5,474万円の減額、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、児童家庭相談システム改修の事業完了による不用額として、218万円の減額、第4節 老人福祉費補助金で、事業者から申し出があった高齢者施設における非常用電源の整備事業が補助対象となることから、773万円の増額、第4目 土木費国庫補助金の第1節 道路橋りょう費補助金で、国の第1号補正予算による、法隆寺駅南側地区の町道309号線などにおける道路の新設改良に係る補助金の前倒し交付や、阿波2丁目地内に架橋する橋りょうの補修設計業務、町内9か所の橋りょうの点検業務に係る補助金の予算補正により、9,061万3千円の増額、第3節 都市計画費補助金で、既存木造住宅耐震改修支援事業補助金に係る不用額として、社会資本整備総合交付金50万円の減額、まちなか観光景観形成事業補助金に係る不用額として、街なみ環境整備事業補助金290万円の減額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いします。

中段の、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて710万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第1目 総務費県補助金で、移住支援金に係る不用額として、150万円の減額、第2目 民生費県補助金で、国補助金と同様の理由により、54万5千円の減額、第4目 農林水産業費県補助金で、国の第1号補正予算により、防災重点ため池2か所の耐震性調査に係る補助金の前倒し交付があったことから、1,300万円の増額、第6目 土木費県補助金で、国補助金と同様の理由により、25万円の減額、第7節 教育費県補助金で、小・中学校におけるGIGAスクール端末納入業者に補助金が直接交付されることに伴う不用額として、1,766万3千円の減額をお願いするものであります。

13ページから14ページをお願いいたします。

中段の、第18款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 寄附金では、第1節 教育費寄附金で、スポーツ振興を目的とした寄附の申し出があったことから、26万8千円の増額、第4節 総務費寄附金で、特定の用途を指定されない預貯金の遺贈の申し出があったことから、4,151万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、第3回いかるがの里聖徳太子マラソン「マラソンの部」中止に伴い、スポーツ振興くじ助成金378万1千円の減額、奈良県広域水道企業団への職員派遣において、令和7年の人事院勧告による人件費の補正に伴い、奈良県広域水道企業団職員派遣負担金161万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債、第5目 土木債では、国補助金で申しあげました、道路の新設改良事業や橋りょうの補修設計事業について、地方交付税措置のある町債を活用することから、第1節 道路新設改良事業債で、7,300万円の増額、第2節 道路橋りょう環境整備事業債で、290万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

15ページから16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、令和7年の人事院勧告による正職員や会計年度任用職員等の人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

はじめに、第1款 議会費、第1項 議会費では、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、職員の退職などに伴う退職手当負担金4,670万3千円の増額、第5目 財産管理費で、今後の大型建設事業実施などを見据えた財源確保のための決算剰余金見込分や、歳入で申しあげました、特定の用途を指定されない預貯金の遺贈による寄附金分について基金へ積立することから、財政調整基金積立金2億4,151万8千円の増額、普通交付税の増額交付分のうち、「臨時財政対策債償還基金費」の措置分を基金へ積立し、翌年度以後2年度間において取崩しを行っていく必要があることから、減債基金積立金

2, 181万3千円の増額、第6目 企画費で、歳入で申しあげました、移住支援金の不用額として、200万円の減額、第11目 青少年対策費で、人件費の補正をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。

第12目 定額減税補足給付金給付事業費では、歳入で申しあげました、事業完了による不用額として、5,474万円の減額をお願いするものであります。

次に、第2項 徴税費と第3項 戸籍住民基本台帳費では、それぞれの費目において人件費の補正をお願いするものであります。

19ページから20ページをお願いいたします。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第27節 繰出金で、歳入で申しあげました国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定と、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う繰出として、590万8千円の減額、第2目 国民年金事務取扱費で、人件費の補正、第3目 老人福祉費で、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、事業者から申し出があった高齢者施設における非常用電源の整備に対する補助金として、773万円の増額、第7目 障害福祉費で、人件費の補正と、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました、障害者補装具交付・修理費における申請単価の増に伴い現計予算見込みを上回ることから、280万円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う繰出として、147万9千円の増額をお願いするものであります。

21ページから22ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、歳入で申しあげました、児童家庭相談システム改修の事業完了による不用額として、331万1千円の減額、第2目 保育園費で、人件費の補正、第3目 児童保育費で、歳入で申しあげました、私立保育所の入所委託における利用人数の増加や公定価格の改定に伴い、5,695万2千円の増額、第4目 学童保育運営費で、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正と、23ページから24ページへお移りいただきまして、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、奈良県広域水道企業団への派遣職員に係る児童手当の補正に伴い、1万5千円の増額、第3目 母子衛生費では、人

件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、人件費の補正、第2目 塵芥処理費で、人件費の補正と、第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として、512万円の減額、第12節 委託料で、ごみ積替え施設の設備故障により、4月からの生駒市への可燃ごみ搬出方法を変更することから、委託業者による運搬車両の再調達のための委託料として、737万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第2目 農業総務費で、25ページから26ページへお移りいただきまして、人件費の補正、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました、防災重点ため池2か所の耐震性調査として、第12節 委託料で、1,300万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金9万6千円の増額、また、県が実施する桜池耐震化工事終了後の周辺家屋への影響調査に係る、町負担分の費用として、県営ため池等整備事業負担金102万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第1目 商工総務費で、人件費の補正、第2目 商工業振興費で、創業支援補助金の不用額として、310万円の減額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で、27ページから28ページにお移りいただきまして、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 道路橋りょう費では、第1目 道路橋りょう維持費で、歳入で申しあげました、町内9か所の橋りょうの点検業務や、阿波2丁目地内に架橋する橋りょうの補修設計業務として、1,142万3千円の増額、第2目 道路新設改良費で、歳入で申しあげました、法隆寺駅南側地区の町道309号線・426号線、目安堤防道路437号線における道路の新設改良費として、1億5,742万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、既存木造住宅耐震改修支援事業補助金の不用額として、100万円の減額をお願いするものであります。

29ページから30ページをお願いいたします。

第2目 下水道費で、下水道事業会計における人件費の予算補正にかかる補助金

等として、136万6千円の減額、第7目 景観保全対策事業費では、歳入で申しあげました、まちなか観光景観形成事業補助金の不用額として、522万3千円の減額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、校務支援システム更新の事業完了による不用額として、611万6千円の減額、第2目 教育振興費で、31ページから32ページにかけまして、歳入で申しあげました、GIGAスクール端末更新の事業完了による不用額として1,657万6千円の減額、第3目 保健体育費で、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費の第1節 報酬で、人件費の補正と、中学校講師の配置人数が減少したことによる不用額として、あわせて339万円の減額、第12節 委託料で、校務支援システム更新の事業完了による不用額として、371万7千円の減額、第2目 教育振興費で、歳入で申しあげました、GIGAスクール端末更新の事業完了による不用額として855万9千円の減額、第3目 保健体育費で、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、人件費の補正をお願いするものであります。

33ページから34ページをお願いいたします。

第5項 社会教育費では、各費目で、人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、第3回いかるがの里聖徳太子マラソン「マラソンの部」中止に伴う大会運営経費の精算に係る町負担金として、528万5千円の増額、第24節 積立金で、歳入で申しあげました、スポーツ振興を目的とした寄附金をスポーツ振興基金へ積立てを行うことから、26万8千円の増額、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、人件費の補正をお願いするものであります。

35ページから36ページをお願いいたします。

中段の、第11款 公債費、第1項 公債費では、第2目 利子で、令和7年度償還額の確定による不用額として、150万5千円の減額をお願いするものであり

ます。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、1億2,745万8千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で、東里自治会に対する補償事業について、用地交渉に時間を要していることから、用地取得後に実施する補償事業分として、火葬場周辺対策事業2,175万3千円の追加、第5款 農林水産業費、第1項 農業費で、法隆寺北2丁目地内の農道用地の取得について、本年度内の事業完了が見込めないことから、土地購入費等として、農道等整備事業125万2千円の追加、歳入歳出において申しあげました、防災重点ため池2か所の耐震性調査について、本年度内の事業完了が見込めないことから、委託料等として、震災対策農業水利施設整備事業1,307万2千円の追加、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費で、歳入歳出で申しあげました、町内9か所の橋りょうの点検業務や、阿波2丁目地内に架橋する橋りょうの補修設計業務について、本年度内の事業完了が見込めないことから、委託料として、橋りょう環境整備事業1,290万円の追加、歳入歳出で申しあげました、法隆寺駅南側地区の町道309号線・426号線、目安堤防道路437号線、また、神南3丁目地内町道501号線、法隆寺2丁目地内町道204号線・224号線における道路の新設改良について、本年度末までの完了が見込めないことから、工事請負費等として、道路新設改良事業1億6,139万9千円の追加、以上の5事業、あわせて2億1,037万6千円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第4表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、道路新設改良事業で限度額を1億930万円に増額、道路橋りょう環境整備事業で限度額を3,350万円に増額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政課長 以上で、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてほしいんですけど、35ページの保健体育費で566万1千円、これの説明なかったんですけども。歳入のところで説明あったんですか。35ページの一番上、保健体育費。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 保健体育費の歳出のところのご説明でございませうか。

合計額35ページにつきましては、33ページと34ページの合計額を記載しているものでございまして、それぞれの内訳についてのご説明をさせていただきます。もう一度、その部分の歳出のところ、33ページから34ページの保健体育費のところのご説明をもう一度させていただきます。

第5項 社会教育費では、各費目で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、第3回いかるがの里聖徳太子マラソン「マラソンの部」中止に伴う大会運営経費の精算に係る町負担金として、528万5千円の増額、第24節 積立金で、歳入で申しあげました、スポーツ振興を目的とした寄附金をスポーツ振興基金へ積立てを行うことから、26万8千円の増額、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、人件費の補正をお願いするものであります。こちらの内容の合計額につきましては、35ページの上段の部分になっております。

嶋田委員 わかりました。説明はしていただけてますねんな。また後で計算して、分からん

とこあれば、質問させてもらいます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 10ページのところの地方交付税なんですけど、課長の説明の中で、給与改定時の措置ということで説明いただいたんですけど、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 令和7年12月に成立しました、国の令和7年度の補正予算第1号によりまして、普通交付税の方が1億9,300万円程度入っております、その内訳の中で給与改定費として約5,100万円の交付税措置が見込まれているという形で入っております。

木澤委員 これは人勧で上がる分に対する国からの措置ということなんですか。

政策財政課長 そのとおりでございまして、地方公務員の給与改定を実施するにあたり必要となる経費として、給与改定費として計上されております。

木澤委員 さきほど一般職員さんで4,500万円程度と会計年度さんで500万円程度ということで、これ100%国が措置してくれるというふうに理解していいんですか。

政策財政課長 100%措置されるというのではなく、基準に基づいて算出されたもので、当町の場合は普通交付税としてこの分が入ってきているというものでございまして、あくまでも地方交付税でございまして、歳入の基準財政需要額の差額分という形で入ってきているものでございます。

すみません、逆でございました、基準財政需要額に基づいて、収入の足りない分が補てんされるものでございまして、その分として入ってきているもので、100%給与改定費を国でみるという制度ではございません。

木澤委員 わかりました。それと14ページのところで預貯金の遺贈があったということで、4,178万6千円ですね、これちょっと状況、どんな状況だったんですか。教えていただけますか。

政策財政課長 先の本委員会でも口頭で報告させていただいたんですけども、町内にお住まいであった方から、約4千万円、お亡くなりになられまして、匿名でございますので、詳細につきましては、ご報告できないんですけども、町の方で使っていただきたいとお申し出がございまして、その寄附を受け入れたものでございます。

木澤委員 今回、預貯金ということなんですけど、これ仮に土地とか建物とかを寄附したいという申し出があった場合ってどういう対応されるんでしょうか。

政策財政課長 以前にも土地を寄附されたいということで、町の方で受け入れた経緯がございますので、そういった場合は町の何かしらの事業ですとかそういうところに活用できるものであれば、活用していくという形で検討させていただきます。

木澤委員 わかりました。34ページのマラソン大会のところなんですけど、これ補正予算で528万5千円ですね、もともと会費の参加負担金っていいですかね、申込金のあれがいくらで、今回お返しすることになった手数料とかその辺がかかっていると思うんですけど、内訳を教えてくださいませんか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 こちらまず今回の中止に伴いまして、返金対応させていただくという部分でございまして、まず参加費のほうでございまして、そちらが約2,200人の方にお返しをするということで金額で申しあげますと、906万3千円、合計です。

それとあと、企業さんからの協賛金、90社の方からいただいておりますけれども、こちら返金させていただくということで、こちらが176万5千円となっております。

あと、それだけのマラソン実行委員会として収入がなくなってしまうという中で、大会の途中まですでに委託等で進んでおった経費等々を差し引きいたしますと、今

回は補正お願いしております528万5千円、これだけが不足するというところで補正をお願いしているところがございます。

委員長 伴委員。

伴委員 私も9ページの地方交付税に対して、人件費がそこそこ入っているというのは説明お聞きしたんですけど、いつも当町の予算見ていきますと、渋い目っていう表現がいいのかどうかわかりませんが、確実にという数字を出して予算をされてというような交付税になっていると思いますねんけど、今回大きな金額1億9千、この中に人件費がそこそこ入っている、それ以外にも予定通りのやつが入っているのか、それともやはりこれぐらいは入ってくるだろうと、それ以上にそこそこ地方交付税が入ってきているのか、そのあたり総務部長お願いします。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 いつも申しあげるように、しぶしぶというか、いわゆる過大にならないように、交付税の方算定しておりまして、それにつきましては、9月の本算定の後に補正をさせていただくということで、今回も7年度もそういった形でさせていただいたんですが、今回は国の補正に基づくものと、国のいわゆる税収入の上振れがあって、決算だったら、こだけ交付税の原資が増えたよ、そして地方に対して経済対策もございましたし、そういったものに交付税を交付しようということだったんで、給与改定分とか経済分であったり、いわゆる次の公債費の負担分であったりというのがありましたんで、これは令和6年度もございました。そういった関係で入ってきましたので、あくまでもこれは国の補正に基づくものやというお考えでいただければなと思います。

伴委員 今回の回答で、国のある面で今よく報道されている積極財政、そういう部分もこれも絡んでいるということがわかりました。以上です。結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 学校教育環境についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、2 継続審査の(1) 学校教育環境についてご説明をさせていただきます。

はじめに、斑鳩町学校施設長寿命化計画(案)についてであります。

それでは、資料1 斑鳩町学校施設長寿命化計画(案)という標題の資料をご覧くださいいただけますでしょうか。

昨年、2月の本委員会におきまして、斑鳩町学校施設長寿命化計画の概要版の案につきまして、ご報告をさせていただいていたところでございますが、このたび、本編の案を作成いたしましたので、資料としてご提出させていただきます。

1枚開いていただいて、目次をご覧くださいいただけますでしょうか。

計画の構成は、概要版と同様に、7つの章から構成いたしております。

各章の主な内容につきましては、昨年、概要版に基づき、ご説明をさせていただいたところであり、各章の概要につきましては、概要版からの変更点はございませんので、本日、あらためてのご説明は、控えさせていただきますが、本計画に基づき、建築年次が古い順に、斑鳩小学校から斑鳩中学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩南中学校の築年数が長い順に、長寿命化改修工事を実施することとし、来年度は、斑鳩小学校の長寿命化改修工事の実施に向け、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校部活動の地域展開に向けた取組状況についてでございます。

資料2、斑鳩町文化芸術スポーツクラブ(直営型クラブ)の状況という表題の資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

中学校部活動の地域展開に向けた取組状況につきましては、昨年11月及び本年2月の本委員会におきまして、奈良県の「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止する」という方針を受け、本町におきましても、令和8年度からの、土・日・祝日の休日における中学校の部活動の地域展開を進めるため、本町が主体となって地域クラブを立ち上げ、直営型クラブと、自主運営型クラブの2つの方式により、休日における学校部活動の運営を行っていく方針について、ご説明させていただいていたところでございます。

本日は、直営型クラブの指導者の登録状況、自主運営型クラブの状況、また、本年4月当初から5月にかけての事業開始に向けたスケジュールにつきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、1ページの直営型クラブの状況についてであります。

この表にごございますように、現在、斑鳩中学校又は斑鳩南中学校におきまして、学校部活動として、休日に活動しております19の種目に関し、地域クラブとして、49名の指導者の登録があり、原則的に、各部2名以上の指導者を確保いたしまして、募集を行うことができる体制が整ったところでございます。

なお、活動の形態の欄で、※印をつけております、斑鳩中学校の女子卓球及び女子バレーボールにつきましては、部員数の減少により、学校の方針で、閉部に向け、新年度は、1年生の募集は行わない方針となっております。

このことから、新3年生が引退するまでは、現在、当該部活動に参加している生徒のみを対象に募集し、I C A S Cとして休日の活動を行うこととしております。

それでは、2ページをご覧くださいませでしょうか。

自主運営型クラブとしては、「ヒップ・ホップ・ダンス」「朗読ワークショップ」「生け花講座」「茶道講座」「能(謡・仕舞)体験講座」「硬式テニス」「フラダンス」の7種目について、承認を行っているところであり、この7種目について、募集を行っていくこととしております。

それでは、3ページをご覧くださいませでしょうか。

令和8年度における年度当初予定についてであります。

新2年生、新3年生につきましては、4月6日の始業式の日、また新1年生につきましては、4月8日の入学式の日、I C A S Cへの参加に係る募集チラシを

配布し、一次募集を行ってまいりたいと考えております。

そして4月19日に一次募集を締め切り、最低募集人数に達しなかった種目に申込されていた生徒を対象に、二次募集の受付を行ってまいります。

これにより、各種目参加に係る事務手続きを経て、5月2日の土曜日から、順次、活動を開始してまいりたいと考えております。

以上、2 継続審査の(1)学校教育環境につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 伴委員。

伴委員 学校施設長寿命化計画の案の件のほうなんです、11ページの写真を見ると、年数が経っているなというのは感じるんですが、子ども達に対する影響、色々雨漏りとか、そのあたり、また危険度、そのあたりどないなっているのか教えてください。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 この、校舎の維持管理につきましては、現場の方からの報告、またこちらの確認を行いまして、特にこのフリットの爆裂による破損で落下の危険性がある場合につきましては、ハンマーによる打検等を行いまして、剥離の方をさせて、剥離が起こらないような措置をするというような、都度都度の対応を行って、生徒の方、児童の方に危険が生じないように、都度対応を行っている状況でございます。

伴委員 耐震工事とかもしてはいただいていると思いますが、やはりすべてにその耐震工事がいけるかっていえば、部分的に崩落、そういうことも絶対には言えない、この写真から感じますんで、できるだけ早い対応を、今後のスケジュール、そのあたりの早い対応を望みます以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 直営型クラブに関しては、監督なりの方が、結局生徒が無償で提供を受けるとい

うことでよろしいんですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 直営型につきましては、ひと月千円の保護者負担の方お願いをさせていただくということでございます。

嶋田委員 自主運営型クラブに関しては、どのようになっているんですか。

教委総務課長 自主運営型クラブに関しましては、できる限り低廉な額という形にしておりまして、それぞれの自主運営型クラブのほうで月額に参加料の方を定められるということとなっております。

嶋田委員 自主運営型で、生け花、花代ですね、茶道だったらお茶とか実費がかかると思うんですけども、なるべく講師料だとかは安価で提供していただくということを考えておられるんですか。

教委総務課長 これらにつきましては、自主運営型クラブのほうで、営利を主たる目的としないという活動理念に基づきまして、それぞれの参加料の方設定されております。

現在この7つのクラブにおきましても、参加料につきましては、千円から2千円の間で設定をされているという状況でございます。

嶋田委員 わかりました。その千円から2千円というのはひと月、1回。

教委総務課長 ひと月でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 それぞれ種目の中で、定員ってどんなふうになっているんでしょうか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 直営型クラブにつきましては、おおむね5人を最低募集人数として定めてございます。自主運営型クラブにつきましては、それぞれの自主運営型クラブにおいて最低の募集人数と最大の募集人数、受け入れ可能人数というのを定められているところでございます。

木澤委員 そしたら直営型クラブは、最大というのは設定されていないのでしょうかね。

教委総務課長 直営型につきましては、特に最大の受け入れ可能人数は想定していないところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 第5次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)について、理事者の報告を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、(1) 第5次斑鳩町総合計画後期基本計画(案)についてご報告させていただきます。

初めに、本後期基本計画(案)策定の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。本町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第5次斑鳩町総合計画の基本構想で掲げた、まちの将来像として、「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩を実現するため、住民、事業者のみなさんとともにまちづくりを進めております。

このたび、5年間の前期基本計画の計画期間が令和7年度に終了することから、新たなまちづくりの指針として、令和12年度を目標とする後期基本計画を策定するものでございます。

策定にあたりましては、昨年度、住民意識調査を実施し、その結果等をふまえて、斑鳩町総合計画審議会に第5次斑鳩町総合計画・後期基本計画の策定に関する事項を諮問のうえ、審議を進めてまいりました。

総合計画審議会におきましては、現行の前期基本計画策定後の社会情勢等の変化として、人口減少や急速に進む高齢化、少子化への対応、未知の感染症と大規模災害への備え、気候変動を踏まえた脱炭素社会への対応、多様性を尊重する社会の広がり、デジタル技術の革新と社会実装の加速、持続可能な行財政運営、この6つの視点から課題や取組みについてご意見をいただいたところでございます。

その後、昨年8月中旬から9月中旬にパブリックコメントを実施、令和8年1月に審議会から答申をいただきまして、後期基本計画（案）のとりまとめを行っております。

それでは、資料3をお願いいたします。

1ページから4ページでございます。後期基本計画の目的と位置づけ、計画の構成、計画期間、検証体制、施策の大綱について記載をしております。

なお、基本構想の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間でありまして、今回、基本構想そのものの見直しは行っておりません。

このため、基本構想で定められている基本目標や施策体系は変更せず、前期基本計画で整理しました基本施策の体系を、後期基本計画へそのまま継承することとしております。

あわせて、人口減少や地域活性化に対応するための「第3期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、総合計画の重点施策として位置づけ、一体的に推進していくこととしております。

次に、5ページから67ページにかましますが、まちづくりの基本施策となっております。今回の後期基本計画策定にあたって見直しを行った部分となります。

24の基本施策ごとに「課題」「目標とする姿」「施策体系」「政策指標」「主な取組み」を示しており、社会情勢の変化や制度改正などを踏まえ、施策内容や主な取組みの見直し・更新を行っているところでございます。

次に、69ページをご覧ください。

重点施策として位置づけている「第3期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。

総合戦略は、急速な少子高齢化や人口減少、東京への一極集中といった課題に対

応するため、平成26年に制定されました「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、前回の第2期総合戦略から、総合計画・前期基本計画の重点施策に位置づけて、各取組みの推進をはかっており、第3期総合戦略におきましても同様に、後期基本計画の重点施策に位置づけています。

72ページをご覧ください

第3期総合戦略では、基本構想でめざす「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」、「訪れたいまち」の実現にむけた取組みを重点政策として取り組むことで、「選ばれ続ける”斑鳩の里”の実現」を目標とし、2070年に戦略人口22,200人程度の達成をめざしています。

そのため、重点政策1 生涯にわたって安心してくらせる“斑鳩の里”づくり、重点政策2 元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援、重点政策3 “世界遺産 法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出の3つの重点政策と、これらに共通する横断的視点として、「デジタルの技術を活用するまちづくりの推進」を位置づけ、重点政策の各分野の取組みにおいてデジタル技術の活用をはかることとしております。

75ページと76ページをご覧ください。

第3期総合戦略では、町が関わる施策を網羅的・体系的に整理している総合計画後期基本計画の中から、総合戦略の目的に合致する主な取組みを横断的な視点でとりまとめることで、後期基本計画における重点施策として位置づけております。こちらのページには、総合計画と総合戦略の対応関係について整理しております。

次に、77ページから86ページにかけてでございますが、重点政策ごとに「基本的な方向性」「主な取組み」「基本目標指標」「重要業績評価指標」を示しております。

以上で、第5次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 パブリックコメントってどれぐらいあったんでしょうか。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政
課長 お二人の方から、3件ご意見を頂戴しております。

木澤委員

差し支えなければ簡単に内容を教えていただけますか。

政策財政
課長

3件とも、災害に強いまちづくり、こちらの項目に関係することでございまして、全てこの資料3の9ページでございますけれども、この主な取り組みの内容のところを若干ご意見を踏まえまして修正をしております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(2)女(ひと)と男(ひと)が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－(案)について、理事者の報告を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、各課報告事項の(2)女(ひと)と男(ひと)が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－(案)についてご報告させていただきます。

初めに、本計画(案)策定の経緯につきまして、ご説明いたします。

本町では、平成8年に県内町村では初めての男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定して以来、3次にわたりまして継続して男女共同参画社会にむけて施策の充実をはかってまいりました。

現行の第3次計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としており、令和7年度をもって計画期間が終了することから、新たな行動計画として、第4次計画を策定するものでございます。

策定にあたり、昨年度、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施し、その結果等をふまえて、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画推進委員会に第4次斑鳩町男女共同参画の策定に関する事項を諮問のうえ、審議を進めてまいりました。

その後、昨年12月上旬から本年1月上旬にパブリックコメントを実施、令和8年2月に推進委員会から答申をいただき、第4次計画(案)のとりまとめを行ったと

ころでございます。

それでは、資料4をお願いいたします。

1ページから5ページにかけて、第1章 計画の基本的な考え方として、計画策定の趣旨、位置づけ、テーマ、基本目標、構成、計画期間について記載しております。

2ページをご覧ください。

本計画は、男女共同参画社会基本法、斑鳩町男女共同参画推進条例、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・DV防止法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・女性活躍推進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・困難女性支援法、これら5つの法令等に基づく市町村計画として位置づけております。

また、国の男女共同参画基本計画や、奈良県の計画をふまえるとともに、本町の上位計画である斑鳩町総合計画など関連する計画との整合性をはかりながら策定しております。

次に、3ページをご覧ください。

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様な個性が認められるとともに、誰もが差別されることなく、対等な立場であることが重要です。

本町においては、「だれもが輝いてくらせる 男女共同参画のまちづくり」を本計画の理念として設定し、引き続き、男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでいくものといたします。

次に、5ページをご覧ください。

計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間といたしますが、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じ、適切な施策の推進をはかるため、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、6ページから26ページでございます。

第2章 計画策定の背景といたしまして、男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き、これまでの斑鳩町の取組み、男女共同参画に関する社会の状況、昨年度実施いたしました住民意識調査から見えるものについて記載をしております。

次に、27ページから41ページでございます。

こちら、第3章は、計画の内容を記載しております。

27ページをご覧ください。本計画につきましては、計画のテーマを実現するため、基本目標1 多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり、基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり、基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり、以上3つの基本目標と、それらを実現するための8つの基本方針、そして具体的な推進のための基本施策で構成しております。

なお、基本方針の4・5・6は「女性活躍推進計画」を、基本方針7は「DV防止基本計画」を、基本方針8は「女性困難支援基本計画」を包含するものとしております。

基本目標ごとに現状と課題を明らかにしたうえで、今後の施策の方向性や指標を示し、具体的な取り組み内容を示しております。

最後に、42ページと43ページをご覧ください。

第4章 計画の推進として、総合的な推進体制の整備、地域との連携、国・県等との連携について記載しております。

以上で、女（ひと）と男（ひと）が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－（案）につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 さきほどの第5次総合計画、また今回、これ、説明やなしに概要ですね。これ、こういうふうな分厚いやつわね、事前に配布っていうのはできないんですか。

なるべく事前に配布していただくようにね、委員長、ある程度配慮していただきたいと思います。

これはまた、帰ってから読んで、次回以降に質問させてもらうかもしれません。これね、委員会で説明させていただきましたで終わるような話になってこようかと思うんでね。なるべくこういう分厚いやつは、事前に配布やっていただくようお願いします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 項目だけで構いませんので、前回の3次計画から、大きく変わったり、新しく追加された部分を教えてくださいませんか。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 こちら体系のほうは、前は5本柱になっておったんですけども、それを3本には組み立ては変えておるんですけども、概ね内容については引き継いでいるという形にはなっております。

追加になった部分につきましては、27ページの計画の体系のところを見ていただければと思うんですけども、3番の性の多様性を認め合う意識、こういったところを新たに基本の方針として入れております。

また、新たに女性困難支援基本計画、あとDV防止法のほうが、こちらの計画に包含するというかたちになりましたので、DVについては以前も載ってございましたけれども、その部分を分けて書く形にしております。以上でございます。

木澤委員 今回、この案を出していただいて、その4月から、もう計画を施行していくという形になるんですね。

政策財政課長 そのとおりでございます。

木澤委員 私もちよっと思ったのが、やっぱり議会に出していただいて、目を通して3月終わって、次質問しようと思ったら、5月以降になってしまうというのはちょっと気になったんです。

それ以降も反映していこうと思えばできるとは思いますが、ちょっとやっぱり議会に説明いただいて、こちらのほうでも意見出したいなと思うので、ちょっと今後そのへん検討していただけますでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時23分 再開)

委員長 再開します。

次に、（３）斑鳩町地域防災計画の見直しについて、理事者の報告を求めます。
山本安全安心課長補佐。

安全安心
課長補佐

それでは、斑鳩町地域防災計画の見直しについてを、ご報告いたします。
資料５をご覧ください。

１ページをお願いします。

はじめに、第１の計画の位置づけについてでございます。

斑鳩町地域防災計画は、災害対策基本法第４２条及び本町の条例に基づき、斑鳩町防災会議が策定するものでございます。

本計画は、町、県、国、そして公共機関や住民、事業者の皆さまが連携し、本町の災害特性に合わせた防災対策を総合的に推進するための、最も基本となる計画でございます。

今回の修正においても、国の「防災基本計画」や「奈良県地域防災計画」との整合を図りつつ、「斑鳩町国土強靱化地域計画」とも連携し、防災の万全を期すことを目的としております。

現行の計画は、令和５年３月に改訂を行ってから、約３年が経過しています。

この間、我が国では令和６年１月の能登半島地震、同年８月の日向灘を震源とする地震とそれに伴う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表など、大規模な自然災害や新たな防災情報の運用を経験しました。

また、気候変動の影響による線状降水帯の発生や激甚化する風水害への対応も急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国においては防災基本計画が令和７年７月に修正され、奈良県におきましても令和８年２月に奈良県地域防災計画が修正されました。

本町におきましても、これらの上位計画との整合を図り、最新の防災知見や教訓を反映させるため、本計画の改訂を行うものでございます。

なお、今回の見直しにあたりましては、昨年、令和７年１２月２４日に町防災会議を開催し、本地域防災計画の見直しにかかる諮問を行い、先月、２月２日からパブリックコメントの手続き開始し、３月３日までの間において意見募集を行っています。

このパブリックコメントでは、１名の方から１つのご質問と修正素案に基づいた活動展開についてご意見をいただきました。

2 ページをお願いします。第2の主な改正ポイントです。

今回の改訂の主なポイントは、大きく分けて、次の4点でございます。

1 点目は、災害対策基本法や関係法令の改正、及び最新の防災施策の反映等です。

具体的には、被災者台帳や避難行動要支援者名簿の作成におけるデジタル技術の活用を明記いたしました。

また、近年の水害対策の強化としまして、道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策や、高齢化の進展を踏まえた避難所での福祉的な支援の充実を盛り込んでおります。

さらに、避難所以外で過ごされる在宅避難者や車中泊避難者への支援、緊急通行車両確認標章等の事前交付についても新たに規定いたしました。

2 点目は、防災体制の整備および感染症対策を含めた避難所運営体制の整備でございます。

外部からの支援を円滑に受け入れる受援体制の整備に加え、避難所における食物アレルギーへの配慮、感染症対策の推進、男女共同参画の視点を取り入れた運営、そして家庭動物、いわゆるペットの避難スペースへの配慮などを拡充いたしました。

あわせて、被災者の生活再建を支援する「災害ケースマネジメント」の仕組みや、長周期地震動に関する情報の伝達についても規定しております。

3 点目は、2 ページから3 ページにかけての近年の災害教訓を踏まえた防災対策の強化です。

令和6年能登半島地震などの教訓を踏まえ、被災地の情報収集体制、応援職員の宿泊場所の確保、運送事業者と連携した物資輸送の効率化などを盛り込みました。

また、外国人の人への情報提供体制の強化や、先般発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応についても、教訓を踏まえた修正を行っています。

4 点目は、上位計画との整合および時点修正です。

奈良県地域防災計画との整合を図るため、県の災害対策本部体制の見直しを反映させたほか、広域水道企業団の設立に伴う体制変更など、現状に即した修正を行っております。

次に、新しい防災気象情報と必要な行動についてでございます。

国（気象庁）において、令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が予定されております。

今回の見直しにおいて、今後新たな基準となる情報体系についても盛り込むこと

としております。最大の変更点は、「危険警報（レベル4）」が創設されましたこととでございます。

これまで「土砂災害警戒情報」や「氾濫危険情報」と呼ばれていたものが、「レベル4 危険警報」という名称に統一される方向で整理されております。

最後に、今後のスケジュールです。

こののち、3月25日に、町防災会議を開催する予定で、この会議におきまして、見直しに係る答申をいただく予定としております。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 パブリックコメント1件ということですが、内容をよければ教えてもらえますか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 パブリックコメントの内容なんですけども、1点目はこれなんですかという質問を1名の方から、質問1件とご意見3ついただいております。質問は「この内容はなんですか」という質問でした。あとはそれぞれの項目で、今後どないして、こういったことを参考にしてくださいよという意見をいただいたところでございます。

木澤委員 あと、今後のスケジュール、さっき言っていたんですけど、これ今回主な改正内容言ってくれていると思うんですけど、最終的に3月25日に答申を受けて、また（案）という形で議会の方に示していただけるのでしょうか。

総務部長 防災会議のほうで、町防災会議の方で最終答申をいただけます。この防災計画、約500ページ弱になっておりますので、概要版、こういう形で作成しましたよというのを、また議会の方にお示しできたらなと思っております。本編は1冊、議会事務局の方に置かせていただくなりして、あとはコンパクトにまとめたやつを見ていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

木澤委員 主な変更点だけで構わないと思うんで、前がどうやったというのと、こう変わったよというのをわかるようにしていただければいいと思いますのでお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点、ご報告させていただきます。

職員採用試験の実施についてであります。

昨年度から、人材確保の方策として、10月採用の職員採用試験を実施いたしましたが、重点施策の着実な推進と組織体制の更なる強化を図るため、令和8年度におきましても、10月1日付採用の職員採用試験を実施してまいります。

募集職種につきましては、「一般事務職」、「奈良県広域水道企業団への派遣を条件とする事務職員」、「保健師」、「保育士・幼稚園教諭」及び「土木・建築技術職」といたしまして、受験可能年齢につきましては、一般事務職は、30歳以下、奈良県広域水道企業団への派遣を条件とする事務職員につきましては、35歳以下、専門職については、現在在籍する職員の年齢構成や、期待する職務の専門性、職務経験なども考慮し、保育士・幼稚園教諭は、40歳以下、保健師、土木・建築技術職は、45歳以下として実施してまいります。

なお、試験の概要については、町広報紙及び町ホームページ等に関係記事を掲載する予定としております。

以上、総務課から職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 山本安全安心課長補佐。

安全安心 安全安心課から1点、ご報告申しあげます。

課長補佐 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定についてでございます。

本協定は、大雨や台風に伴う風水害時において、町が避難情報を発令した際に避難行動要支援者等が、より安心して避難できる環境を整えることを目的としております。

具体的には、町内の宿泊施設にご協力いただき、施設の一部を避難所として受け入れていただくための協定を締結するものでございます。

協定の相手方と締結時期についてでございます。

令和8年4月1日付での協定締結に向けて、事務手続きを進めているのは、次の3施設を運営する事業者の皆さまです。

1つ目は、「いかるが日和」を運営する奈良斑鳩ツーリズムWa i k a r u様。

2つ目は、「和空法隆寺」を運営する株式会社 和空エージェンシー様。

そして3つ目は、「ゲストハウス法隆寺前」を運営する合同会社 ポラーノ様です。

また、現在、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業で宿泊施設を建設しています株式会社 呉竹荘様についても、施設の供用開始後、速やかに協定を締結できるよう準備を進めています。

なお、協定期間については、締結日から1年間とし、双方からの申し出がない限り、自動的に継続される内容としております。

以上、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定についての報告といたします。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと1点確認したいんですけど、職員採用試験で、水道企業団に職員さんも採用されるということですけど、企業団の方でも私確認するんですけど、今、派遣で行ってはる職員さんが、今後、希望すればいけるのか、それか全員戻ってきはるのか、採用してどうするのか、その辺ちょっと教えていただけますかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 企業団の方でも、今、現在検討されている状況であるというふうには聞き及んでいるところではございますけれども、もちろん、職員の希望によって職員の身分を

移管していくというようなことではなく、それだけではなく、組織としても意思決定をしたうえで身分移管をしていく職員というのは考えうるところかなというふうに考えてございます。

昨年採用いたしました、派遣を前提とする職員として採用した者が3名ございます。この職員につきましては、将来的に身分移管の対象になってくる職員として考えているところでございます。

木澤委員 前半の説明がよくわからなかったんですけども。もう1回教えてもらえますか。

総務課長 具体的な方法につきましては決まっていないというのが、前段のところ申しあげたかったところで、職員が希望すればというようなご質問の中で、趣旨があったわけなんですけども、職員の希望だけで移管するとかということではなく、組織としても派遣する、移管するというようなところもしっかり検討したうえで決定されていくというようなところでございます。

木澤委員 もう1点、決まっていなかったらあれですけど、向こうの方から年齢制限を設けているというような話をちらっと聞くんですけど、その辺はどうなんですか。

総務課長 いろんな案というのは出ているところではございましょうけれども、ここで私の方からお伝えできる決定された状況はございません。

委員長 中川議長。

議長 宿泊施設している会社との避難所としての協定、費用負担は発生するのかな、せえへんの。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 利用される方が直接宿泊したのと一緒で、宿泊料を払われるということになっております。町からは宿泊先にというのはございません。ただ、宿泊された方、来年度予算にもあげておりますので、助成を、補助金の助成を、避難者の方に出すよう

な仕組みの補助金を創設しますんで、申請いただいたらその方に助成金ということでお支払いすると、上限5千円なんですけども、それをお支払いすると。

また、避難要支援者の方を対象にしている補助金なんで、この宿泊施設もそのような方が優先的に、自分で電話していただいて、取っていただくというシステムでございます。あらかじめ町の方がここを確保しましたよということではなくて、空いてここに身を寄せたいねんけどもって、直接申し込んでいただいて、とっていただくシステムということになっております。

議長 避難所というよりか、住民の方が宿泊されるようなイメージしかなかったんですけど、今。はい、わかりました。

委員長 これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えてほしいんです。これ。町議会にね、2月17日、要望書がでたんです。その中で、斑鳩中学校の生徒が通学にも利用している場所に防犯カメラを設置してほしいということなんですけれども、小学校は通学路決まっていますわな、中学校の場合、通学路は決まってるんですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 中学校についても多くの生徒さんが通学される場所ということで、通学路の指定はございます。

嶋田委員 そしたら、その通学している時に怪我などしたら、保険がきくというかたちになっているわけですか。

教委総務課長 おっしゃるとおり、家からまず出たところで、通学途中でなにか、事故等がありましたら保険の対象となるとなっておりますけれども、通学路につきましては、多くの生徒さんが一般的に通学されるルートとして指定をされているということでご

ざいます。

嶋田委員 ということは、別に通学路は決まっていない。通学している道路が通学路という、
そういう考えでええわけですか。

教委総務 多くの生徒さんのほうが主に使用される道路となつてございますので、お一人お
課長 一人が家からでるということになると全てが通学路ということになりますけれども、
多くの方が通学されているところということで、町の道路のほうが通学路として指
定されているところがあるというところでございます。

嶋田委員 分かりました。それでですね、町が把握している危険な通学路、あの防犯上です
よ、危険な通学路というのは把握されている箇所があるんですか。

教委総務 防犯上という観点からは、あまりご意見いただいてないところですが、交
課長 通の関係で、見通しが悪いとかいうようなところで、危険があるという箇所につ
きましては、それぞれの学校のほうから、改善要望のほうによせられまして、これ
につきましては、毎年度、通学路の検討会議のほうで、安全対策というのを検討し
ているところでございます。

嶋田委員 それは分かっているんです。夏休みにね、通学路の危険箇所を見に行く、そう
いうふうなことは分かっているんです。防犯上、ここは危険やと、子どもが一人で歩い
てて、なんか事件があることがあるような場所というのは、町が把握してるかど
うか。

教委総務 事件が起こった際に、犯人の逃走経路となりうるような場所、人どおりの多い箇
課長 所とか、交通の通行量の多い場所、こういった箇所につきましては、町のほうで、
防犯カメラのほうを設置をして、その対応、安全対策についてあたってということ
で承知しております。

嶋田委員 結局、防犯上ね、危険な箇所を把握しているのかどうかですわ。

委員長

山本教育長。

教育長

今のご質問ですが、小学校も中学校も通学路というのは、さきほど補償の問題の話もされましたけれども、日本スポーツ振興センターのほうから、通学路でないと保険も出ないというような項目もありますので、いわゆる、学校は通学路を設定するにあたっては、PTAと話あいながら、防犯上、安全なところ、交通も安全なところというのを定めたいというので、通学路としておりますので、今、ご質問がありました、把握しているのかということにつきましては、把握していないという表現をさせていただきますと、把握せんかいといたしますので、学校またはPTAのほうから報告いただいた通学路というのは安全であるという理解をしております。

ただ、さきほど課長が申しましたように、不審者がよく出るというところにつきましても、学校と警察とタイアップしながら、やっておりますので、そういう危険な状況はない状況にあるという認識を持っております。

さらに申しますと、中学校は特になんですけれども、自転車での通学等がありますので、これにつきましても、それと、部活動の帰り遅くなるお子さんもおられます。暗い時間に子どもが単独で帰らないといけないという、安全対策もあわせて講じておりますので、今後もそういう事件はあってはいけませんので、安全対策をしっかり学校と、PTAとの協力も得ながら、また警察も連携しながら進めてまいりたいと考えております。

嶋田委員

安全対策上、学校、また町が把握していないというのが、おかしいんですわ。保護者からここ危ないんじゃないかとか。そういう話はないんですか。

教育長

さきほどと同じ回答になるわけなんですけれども、学校は保護者と、PTAと言いましたけど、保護者と連携をしながら、安全な場所を通学路としているというのが回答でありますので、把握していないのではなくて、安全であるという報告を受けた上での通学路とご理解いただきたいと思います。

嶋田委員

ほんなら、通学路は全部安全やと把握されているわけですか。

教育長

今の委員の表現でいきますと、全てが全て把握するというのは難しいんですが、

小学校も中学校も、小学校は登下校上、ボランティアの方もおられます。ただ、学校へ登校する時のボランティアの方々というのは、集合体でひとつの団体で小学校にくるわけですが、子どもは帰宅する時は最終的にはひとりになります。その安全対策も含めて、保護者と連携しながら、子どもへの安全もしているところで、全て把握しているのかという話になりますと、把握できていないとしか、表現できないんですけれども、これは、学校が保護者、PTAと連携するなかで、安全対策を講じた通学路であるという認識のもとですので、全く把握していないのかと言われますと、そうではないですよという回答をしたいと思います。

嶋田委員

うちもね、小学生、下校時にトイレかしてくれ、今日、なにになにあってん、水筒の水無くなったから入れてくれとか、そういうような中継基地みたいな役割をしています。

それとは別にね、この要望書にあがっていた、斑鳩中学校の生徒が通学にも利用していますと、この要望者はあこが危険やないかなということで要望をあげられておられるわけなんですわ。それを、町なり、教育委員会なりが、どう考えておられるのかというのを聞きたかったわけなんです。

せやから、これは町にも提出されていると聞いておりますんでね。そこらへんどうなんかなということなんですわ。

委員長

加藤副町長。

副町長

今、町のほうでと申されましたので。

これまで、斑鳩町のほうでは、今おっしゃっている防犯カメラについては、まず平成29年から3か年、まず第1期の防犯カメラの設置のほうをさせていただいております。それが、今委員おっしゃっておられる子どもの通学路の安全対策を兼ねた防犯カメラの設置ということでさせていただいて、その時には、当然、西和警察署のほうに犯罪の発生状況とかを確認しながら、まず、通学路の安全対策をさせていただいております。

それと、第2期目については、2か年でまた防犯カメラのほうを増設17台、させていただいておりますけれども、それについてはさきほど申されておりますけれども、犯罪の発生状況を見るなかでの、犯人の逃走経路、追跡が可能な場所であったりと

か、そういったところを、これもあわせて西和警察のほうと、相談をさせていただきながら、アドバイスを受けながら防犯カメラを設置させていただいて、斑鳩町全体の犯罪の抑止を、効果を高めていくというところで、今まで2回にわたって、合計37台の防犯カメラを設置させていただいております。

それとそれにあわせて、町の防犯カメラの行き届かない部分につきましては、自治会の防犯カメラ設置補助の創設をさせていただいて、各自治会において取り組みをしていただいて、協力をいただいているという状況になっております。

あわせてまた来年度になりますけれども、さらに細かいところの防犯の抑止力にご協力いただけたらということで、個人宅の防犯カメラの設置についても来年度創設をさせていただいて、斑鳩町の全体の犯罪の抑止力を高めていこうという取り組みをさせていただいております。

委員おっしゃっておりますいろんな時代、交通、例えばいかるがパークウェイが通過するとまたそういった犯罪の状況も変わってきますし、危険な状況も変わってきますので、こうして来年度に向けて個人宅のカメラもやっておりますので、その状況を踏まえた上で改めて警察等も継続的に犯罪情勢等の確認もさせていただいて、防犯カメラの設置を引き続き進めていくということについては、今回、中西町長の方がマニフェストで家庭用防犯カメラの設置にあわせて町の防犯カメラの設置を増設するというをおっしゃっておりますので、そういったことを受けまして今現在警察ともそのあたりについては相談をさせていただいておりますので、引き続き、来年度は家庭用防犯カメラですけれども、再来年度以降においては町の防犯カメラについては改めてその状況を見る中で警察と協議、設置を進めていくという形で進めさせていただきたいというふうに思います。

嶋田委員

はい、わかりました。あのね、PTAからの話し合いのなかで、危険箇所とかを把握するというのであったらと思います。ということは、こういうふうなことが出てきたら、要望書なりが出てきたら、やはりそこは危険な場所ではないかなということを確認することも必要だと思えます。

そやから今後こういう要望書なり、PTAからの問題提起なり、出てきたときには速やかに対応していただきたいと、このように思います。

委員長

中川議長。

議長 小学校の通学路というのは防犯カメラの設置に取り組んでいただいているという
ような認識あるねんけど、小学校って集団登下校している形になってますわな。見
守り隊のボランティアの方とか。中学生って、特に部活している子、暗くなってか
ら下校する子もおるし、中学校の通学路に対しての防犯カメラの設置というのはど
ないなってまんのやろ。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 今、議長おっしゃってます、1期目の計画では20台つけさせていただいて、そ
れは小学校を主に通学路というのをメインでやらせていただきました。

2期目は先ほども副町長がご説明させていただいたように、逃走経路というところ
で、それら1期、2期併せましたところの、いわゆる警察との相談の中で、こう
いうところはどうなんやろ、こういうところはどうなんやろ、私どもから投げかけ
て、そこやったらこっちの方がいいよ、ここ生徒通るからとか言って、アドバイス
いただいていますんで、町としては中学生の方もできる限りですよ、できる限りそう
いった部分で通るような形に設置できたらという思いでは設置をさせていただいた
ところです。ただ、道路もできたり、あるいは家もできたり、ということで形態が
変わってくる、それについてはその状況に応じた形で対処はしていかなあかんのか
なというふうに思っています。

また、さっき副町長ご説明させていただいたんですけども、より細かなところで
家庭用の防犯カメラが設置ができたところで、より細かなところも、いわゆる抑止
になるやろうということで、その事業効果もあわせて、今後町長マニフェストにも
あるように町管理の防犯カメラについて、そういった以外でもっと大きなところで
ここはつけなあかんよねというところがあれば、また計画して対応していきたいか
なとは思っております。

議長 年頃の子が暗い中帰る、中学生の防犯というのはしっかりとしていただきたいし、
要望書に出ている子守神社の南側、真っ暗で怖いってというような感覚のところやし、
私もあそこよく通ってたし、子守神社でもね、遊んだこともあるけど、そういうこ
とも考えて中学生の身を守る防犯カメラの設置というのをお願いしておきたいと思

います。

委員長

これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午前10時57分 閉会)